

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ

国の補助金を活用して販路拡大や提出期限 H29 5/31(水)

販売拡大につながる新しいことをしませんか？

【小規模事業者持続化補助金】



●経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対して50万円を上限に補助金(補助率2/3)がでます

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝費
・新商品などを新たな顧客層に対して広報するためのチラシの作成・新聞折り込み 看板の設置
- ② 集客力を高めるための店舗改装
・高齢者に販売層を広げるためのバリアフリー化、陳列棚の設置
- ③ 商談会・展示会への出展費用や旅費
・新たな販路を求めて国内外の展示会へ出展
- ④ 新商品を開発、新サービスを提供するための機械の購入
・フライヤー、真空調理機、ガスオープン、ドローン
- ⑤ 新たな商品パッケージや包装紙などのデザイン代

平成27・28年度
佐用町で44件
採択されています

補助上限

50万円

補助対象経費の2/3以内

対象となる小規模事業者とは

- 卸売業、小売業、サービス業 常時使用する従業員の数 5名以下
- 宿泊業、娯楽業、製造業 その他 常時使用する従業員の数 20名以下

※ 申請にあたり職員が事業者と一緒に書類作成をお手伝いいたします！
書類作成に時間がかかりますので余裕をもってご相談ください
国の書類審査があります
詳しい資料をご希望の方は商工会までお問い合わせください



お問い合わせ先 〒679-5301 佐用郡佐用町佐用 3043-1

佐用町商工会 TEL 0790-82-2218